

決算審査特別委員会

委員長報告（案）

令和7年12月22日

令和6年度決算に係る指摘事項一覧

【文書指摘】

- 1 鳥取県立博物館の耐震改修について (総務部・教育委員会)
- 2 障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業及び新たな工賃向上プラン実現
加速化事業について (福祉保健部)
- 3 鳥取県いじめ問題検証委員会について (地域社会振興部)
- 4 電気事業の一層の経営改革について (企業局)

決算審査特別委員会委員長報告

(令和7年12月22日)

本年9月定例会において、当委員会が審査の付託を受けました議案第13号「令和6年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算の認定について」、議案第14号「令和6年度鳥取県営企業決算の認定について」、及び議案第15号「令和6年度鳥取県営病院事業決算の認定について」、並びに今定例会において審査の付託を受けました議案第13号「令和6年度決算の認定について」、以上4議案につきましては、決算審査の結果を令和8年度の予算に反映させるべく精力的に審査等を行ってきたところであります、以下その経過及び結果をご報告申し上げます。

当委員会は、審査を効率的に行うため、総務教育分科会（語堂正範主査）、やすだよしき 福祉生活分科会（安田由毅主査）、農林水産商工分科会（前原茂主査）、まえはらしげる 地域県土警察分科会（鹿島功主査）、かしまいさお 公営企業分科会（浜田妙子主査）、はまだたえこ の5分科会を設けて審査を分担し、予算執行が議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われていたかについて、部局ごとに、主管部局長等から決算の内容等についての詳細な説明を聞き、質疑、現地調査などの審査をしてまいりました。

(審査結果)

なお、審査意見として、今後速やかに検討又は改善すべきものと決定した事項について申し上げます。

まず、第1点目は、鳥取県立博物館の耐震改修について あります。

鳥取県立博物館については、能登半島地震を踏まえ、早急な耐震改修が必要であるとし、これまで県有施設・資産有効活用戦略会議や博物館協議会等において、議論が重ねられてきましたが、長期に及ぶ休館や改修費用が高額になることを理由に改修の検討に時間を要している状況であります。

耐震改修にあたっては、文化庁との協議を継続するとともに、建物の老朽化対策や設備更新などと一体的に施工できるよう検討を進める必要があります。

また、史跡上の工事となるものの民間活力の導入可能性について再検討し、特に参入意欲を有する事業者への丁寧な聞き取りを行い、意向や提案内容を的確に把握した上で、工期やコスト縮減に向けた手法を幅広く検討すべきであります。

さらに、他県における改修の民間活用の事例等を広く調査し、効果的かつ実効性の高い手法を検討することも重要であります。

日々、多くの県民が利用し、貴重な収蔵品が保管されている施設にも関わらず、耐震性能が不足し、設備が老朽化した状態が継続していることは大変深刻な問題であり、改修に多額の費用を要するとはいえ、県民の理解が得られるよう、工期やコスト縮減に向けたあらゆる手法について、スピード感をもって検討を進めるべきであります。

第2点目は、障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業及び新たな工賃向上プラン実現加速化事業について あります。

令和6年度から計画期間6年間の「第4期鳥取県工賃向上計画」が開始され、平均月額工賃の年2.2%以上の伸び、工賃支払総額8億7,676万円以上などを目標とし、「新たな工賃向上プラン実現加速化事業」が実施されたところです。

しかし、令和6年度の同事業の利用実績は、環境整備事業2件、生産性向上事業2件、文化活動等による利用者の就労意欲向上事業0件、支援員の能力向上事業1件と、極めて少ない結果となりました。

事業の更なる周知と併せ、事業所等を通じて利用者の意見をよく聞き、就労意欲向上のための余暇活動を支援対象にすること等も含め、工賃向上につながる事業となるよう改善すべきであります。

また、県内事業所の平均工賃は、最高94,431円、最低3,164円と

大きな開きがあり、平均工賃向上には、低い事業所の底上げも含め県内事業所の受注機会の拡大が必要です。一方、「障害者優先調達推進法」による県の目標や実績は上がっておらず、県庁内体制を整えて、県が今以上に発注機会を創出し、平均工賃アップに積極的に貢献すべきであります。

第3点目は、鳥取県いじめ問題検証委員会について であります。

いじめ問題検証委員会は、大津市のいじめ自殺事案を契機に、学校・教育委員会以外の第三者的視点で事実関係を調査・検証する目的で平成24年に制度化されました。同年、本県では独自に「こどもいじめ人権相談窓口」を設置し相談専門員が被害児童生徒・保護者の意向に沿って対応し、解決に向けた支援・助言を行っており、これにより解決するケースも多数あるということではあります。いじめ問題検証委員会は、一度も設置、開催されていないのが現状です。

毎年いじめ防止対策推進法第28条に規定される重大事態に該当する事案が発生し、当該学校、教育委員会において、第三者による調査組織が設置される案件も発生しています。

いじめ問題検証委員会は、学校、教育委員会、市町村の調査組織における調査結果等に不服がある場合に再調査を行う組織ですが、これまで一度も開催されていなかった背景に、制度の周知不足や検証の申し立てがしづらい環境があったのではないかと懸念されるところです。

調査結果等に不服がある場合には、いじめ問題検証委員会において再調査が可能であることについて、市町村立学校や私立学校での案件も含めて対象者へ積極的に周知することを徹底するなどし、実効性のある制度とすべきであります。

第4点目は、電気事業の一層の経営改革について であります。

企業局の電気事業は、電力の安定供給や地産地消、地球温暖化対策に貢献してきましたが、令和6年度決算において3年連続の赤字となる9億3,344万円の純損失を計上しています。令和5年7号台風被害や機器の故障による複数の水力・風力発電所の運転停止等が重なり電力料金収入が大きく減少した影響もあるとは言え、看過できない状況となっています。

については、発電所毎の収支計画や災害・故障・経営環境の変化等のリスクを

踏まえた経営シミュレーションの精緻化など、令和7年3月に策定された「鳥取県企業局改革プラン」に基づく具体的取組を出来ることから早急に実施し、一層の経営改革に取り組むとともに、今後、策定を予定している「鳥取県企業局経営戦略プラン（仮称）」（計画期間：令和9年度～18年度）にも適切に反映すべきであります。

また、鳥取放牧場風力発電所については、風車3基のうち、2号機が復旧に高額な費用を要する不具合により令和5年12月から運転停止しており、民間譲渡の公募を行っても採算性が見込めないとして応札がなかったこと、その後、3号機も同様の不具合により運転停止となっていること、さらに県内における風力発電の先駆けとして平成17年に設置されて以来、再生可能エネルギーの普及や県民等への環境教育において一定の役目を果たしてきたと評価できることから、令和8年8月のFIT期間終了に合わせた解体撤去に向けて早急に取り組むべきであります。

審査意見は以上であります。